

利用者負担について

原則は 1 割負担ですが、加入医療保険の自己負担限度額が上限になります。なお、所得の低い方や継続的に相当額の医療費負担が発生する（「重度かつ継続」）方には、さらに低い負担上限額が設定されます。

所得区分	所得区分の内容	負担上限月額
生活保護	生活保護を受給している世帯	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、受診する方の収入が年間 80 万円以下の方	2,500 円
低所得 2	市町村民税非課税世帯で、受診する方の収入が年間 80 万円を超える方	5,000 円
中間的な所得 1	受診する方が加入している保険の世帯主が納めている市町村民税額（所得割）が 3 万 3 千円未満の方	医療保険の負担限度額
中間的な所得 2	受診する方が加入している保険の世帯主が納めている市町村民税額（所得割）が 2 万 3 千 5 百円未満の方	医療保険の負担限度額
一定所得以上	受診する方が加入している保険の世帯主が納めている市町村民税額（所得割）が 2 万 3 千 5 百円以上の方	公費負担の対象外

市町村民税課税世帯の方でも「重度かつ継続」に該当する方には、別の負担上限額が設けられます。

所得区分	所得区分の内容	負担上限月額
中間的な所得 1	受診する方が加入している保険の世帯主が納めている市町村民税額（所得割）が 3 万 3 千円未満の方	5,000 円
中間的な所得 2	受診する方が加入している保険の世帯主が納めている市町村民税額（所得割）が 2 万 3 千 5 百円未満の方	10,000 円
一定所得以上	受診する方が加入している保険の世帯主が納めている市町村民税額（所得割）が 2 万 3 千 5 百円以上の方	20,000 円

【「重度かつ継続」の対象範囲】

① 更生医療・育成医療

ア. 腎臓機能障がい：血液透析、腹膜灌流、腎移植後の抗免疫療法

※腎移植術のみの申請は重度かつ継続とはなりません

イ. 心臓機能障がい：心臓移植後の抗免疫療法

ウ. 小腸機能障がい：中心静脈栄養法

エ. 肝臓機能障がい：肝臓移植後の抗免疫療法

オ. 免疫機能障がい：抗 HIV 療法

② 精神通院医療

統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、

薬物関連障がい（依存症等）、３年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・

継続的な通院医療を要すると判断された者

③ 医療保険の高額療養費で多数該当の方